

平成29年12月4日

豊島区における被災者生活再建支援に関する方針

平成28年熊本地震では、全国から多くの応援職員が被災地に派遣され、そのうち罹災証明書発行などの被災者生活再建支援業務に従事した職員はおよそ4割に上った。被災者生活再建支援業務は、自治体の災害対応において避難所運営と並び立つ二本柱のひとつになっている。

しかしながら過去の大地震の被災地においては、事前の準備が十分に整っていなかったため、以下の様な問題が生じていた。

- 1) 被災者に何度も窓口に来てもらう等、多くの無理や無駄が発生し、円滑な支援を行うことが困難になる事例が少なからず生じた。
- 2) 近接する被災自治体間において、生活再建支援業務に係る方針や処理手順に違いが生じ、被災者に混乱と不公平感を生む結果となった。
- 3) 庁内において業務実施方針の齟齬や混乱が生じ、かつ、応援職員の役割等が明確化されていなかったため、応援受援が効果的に実現されなかった。

また、被災者生活再建支援業務は、その内容・分野が多岐にわたり部局横断的な対応が必要になる業務であり、数年から数十年にわたって継続することが求められる長期的な業務であることにも留意する必要がある。

以上を踏まえて豊島区は、ここに被災者生活再建支援業務に関する取り組み方針を定め、今後、この方針に基づいて災害時における円滑な被災者生活再建支援を実現するため、平常時から全庁的に準備を進めることとする。

【大方針】

豊島区は、一元的な被災者台帳を作成し全庁的に活用することで、漏れなく、重複なく、継続的に、支援を必要とする被災者に対して適切な生活再建支援を実施する。

【中方針】

1 被災者生活再建支援システムの活用

被災者生活再建支援業務の実施に当たっては、東京都が推奨する被災者生活再建支援システムに（以下、「システム」という）よって被災者台帳を作成し、全庁的に活用する。

また、区民税・各種保険料の減免申請などの区窓口における業務処理に際しては、被災者台帳で被害程度の確認を行うこととし、罹災証明書の添付は省略する。

そのため、庁内LAN端末を用いて全庁的にシステムを利用できるような環境整備を進める。

2 東京都ガイドラインへの準拠

被災者生活再建支援業務を遂行するにあたっては、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会による「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に準拠し、都内で標準化された業務処理方針、手順に基づいて実施する。

3 実施計画・受援計画の作成及び訓練の実施

各業務の担当部局は、担当業務について業務の開始時期、実施手順、所要人員・資材等について予め検討し、実施計画及び受援計画を策定する。

なお、原則として毎年、職員研修及び訓練を実施して実施計画及び受援計画を実践的に検証し、必要に応じて改定を行うとともに、被災地への職員派遣を積極的に行い、職員の対応能力の維持向上を図る。